

潮来市高齢者等ごみ出し支援事業 Q & A

Q. 40歳～64歳の要介護認定者（2号被保険者）は対象になる？

A. 原則として下記の条件に当てはまる世帯が対象となります。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの世帯であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けた者又はそれに準ずる者が属する世帯
 - (2) 前号において同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者、虚弱者、年少者等で構成され家庭ごみを持ち出すことができない世帯
 - (3) 日常生活に介助又は介護を必要とする障がい者のみで構成される世帯
 - (4) その他、市長が特に必要と認めた世帯
-

Q. 90歳の独居で要介護認定者であるB氏から近所のごみ集積所へ家庭ごみを運ぶのが大変だと相談を受けているが対象となる？

A. 今現在、集積所に家庭ごみを搬出できている状態であれば対象にはなりません。

Q. 回収につかう蓋つきポリ容器は支給されますか？

※回収の際に蓋つきポリ容器が必要になります。

A. ごみ出し用の蓋つきポリ容器は利用者でご用意いただきます。

Q. 入院・入所等で利用をやめる際にはどうすればいい？

A. 利用連絡票で利用の中止・停止を連絡いただくか、お電話で環境課へ連絡いただければ大丈夫です。

Q. ごみを出す場所は玄関先？

A. ご利用前にご自宅を訪問し、蓋つきポリ容器を置く場所を確認いたします。その際、搬出場所を決定します。

Q. 戸別回収だからごみの分別はしなくてもいいの？

A. 市の家庭ごみ分別ルール通りに分別をお願いします。

Q. 曜日ごとに分別したゴミをだすの？

A. 回収は週に一度となりますので、曜日ごとに出す必要はありません。可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの分別はお願いいたします。

【問合せ】

潮来市役所 環境課

T E L .0299-63-1111

F A X .0299-80-1100